

令和4年度

業務名 那覇港港湾施設に関する民間活力導入可能性調査業務

企画提案仕様書

令和4年5月

那覇港管理組合
企画建設部みなと振興課

1 業務概要

那覇港は、沖縄県の玄関口として国際コンテナ航路を含む 50 以上の航路を持ち、40 以上の島々の経済活動を支えている重要な港湾であるが、ふ頭の主要施設である上屋の老朽化が進み、効率的な運営がなされていない状況である。今後、那覇港では、更なる貨物の取扱いの増加が見込まれており、本組合は効率的な運営を行うため、那覇港新港地区内の上屋について再配置を計画している。本業務は、PPP/PFI 等の民間活力・技術の導入による上屋の再配置事業の可能性について調査を行うものである。

本業務の概要は次のとおりとする。

- (1) 計画準備
- (2) 背景・前提条件の整理
- (3) 事業スキームの検討
- (4) PFI 事業実施時の財務シミュレーション及び財政負担軽減効果の検証
- (5) 総合評価
- (6) PFI 事業として事業を開始するまでのロードマップの作成
- (7) 報告書作成

2 履行期限

契約締結日の翌日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

3 業務内容

大分類・中分類	小分類	規格	単位	数量	摘要
那覇港港湾施設に関する民間活力導入可能性調査業務					
計画準備	計画準備、事前協議		式	1	
背景・前提条件の整理	那覇港の利用者・関係制度整理の整理、外部環境の分析（需要動向に影響を与える制度・貿易・産業等の動向）、検討状況の整理		式	1	
事業スキームの検討	諸条件の検討、整備計画に基づく民間活力活用の手法整理		式	1	
PFI 事業実施時の財務シミュレーション及び財政負担軽減効果の検証	リスク分担等の検討 事業方式、事業類型、事業期間の検討に基づく VFM 評価		式	1	
総合評価	適切な整備運営手法の整理 概算事業費の算出		式	1	
PFI 事業として事業を開始するまでのロードマップの作成	事業実現に向けたスケジュール、具体的な進め方、今後の検討事項、想定される課題、課題への対応策		式	1	
報告書作成	報告書の作成		式	1	

4. 業務仕様

4-1 総則

本仕様書に定めのない事項については、国土交通省港湾局編集の「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」及び沖縄県土木建築部制定の「設計業務等共通仕様書」並びに「建築設計業務委託共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

4-2 計画準備・協議・報告

(1) 計画準備

本業務を行うに当たって目的及び内容を把握し、業務の手順及び遂行に必要な事項を整理する。業務遂行にあたっての業務計画書及び工程表を作成する。

(2) 協議・報告

本事業を行うに当たって、以下の段階で調査職員と打合せ・協議を行う。

事前協議：計画準備段階

中間報告：中間打合せ（1回）

最終報告：報告書作成段階、

4-3 背景・前提条件の整理

(1) 那覇港の利用者・関係制度の整理

那覇港に関連する制度を整理し、既存の関係者の概要及び権利関係を整理する（民間事業者の動向確認のためのヒアリング等については、当該調査業務では行わず、下記4-6の総合評価結果を踏まえ実施方針策定以降に実施する予定）。

(2) 検討状況の整理

那覇港の上屋再配置事業の検討状況や事業スケジュール（予定）について整理する。

4-4 事業スキームの検討

(1) 諸条件の検討

4-3の検討を踏まえ、今後整備等が必要な施設における官民連携の手法について整理を行うとともに、事業スキームの諸条件を整理する（事業方式、関係者の整理、権利関係、契約関係、収益構造、事業年数）。

那覇港管理組合で実施した基本計画に基づき、施設整備費や維持管理・運営費用を試算する。

(2) 整備計画に基づく民間活力活用の手法整理

組合が立案した整備計画等に基づき、導入可能と考えられる事業手法など、民間活力活用による複数の整備手法を検討し、それぞれのメリット・デメリットを整理する。

4-5 PFI事業実施時の財務シミュレーション及び財政負担軽減効果の検証

概算で算出した施設整備費や維持管理・運営費用に基づき事業実施時の財務シミュレーションを実施する。また、その他の定性的な効果についても整理する。財務シミュレーションの実施にあたっては、リスク分担を明確にした上で選択可能な民間活用の手法を絞り込み、想定される事業期間を設定の上、公共事業で実施した場合との比較し、VFMの算定を行う。

4-6 総合評価

事業手法の実現性、事業スケジュール、財政負担削減効果の有無、サービス水準、官民のリスク分担等の評価項目を改めて整理し、PFI手法の導入可能性の有無を総合的に評価する。

4-7 PFI事業として事業を開始するまでのロードマップの作成

事業実現に向けたスケジュール（業務全体の工程表、及び業務内容の詳細な実施

計画)、具体的な進め方、今後の検討事項、想定される課題、課題への対応策について整理する。

4-8 報告書の作成

報告書を取りまとめる。報告書の作成にあたっては、検討内容・分析結果等について適切に整理するとともに、調査において入手したデータ、資料等についても併せて取りまとめることとする。

5 成果物

本業務における成果物は、「電子納品」と「紙」によるものとする。

1) 「成果物」は、「要領」に基づいて作成した電子データを電子媒体(CD-R)で2部提出しなければならない。

なお、「要領」に記載がない項目の電子化については、調査職員と協議の上決定するものとする。

2) 「紙」による報告書は原稿1式及び製本5部とし、図面については原図1式を提出しなければならない。

なお、報告書製本の体裁はA4版くるみ綴じ製本とし、図面は縮小A3版折込を標準とする。

3) 納入場所

那覇市通堂町2番1号

那覇港管理組合企画建設部みなと振興課

6 検 収

1) 本仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

7 一括再委託の禁止

1) 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2) 受注者は、業務の一部(「主たる部分」を除く。)を第三者に委託し、又は請け負わせようとするとき(以下「再委託」という。)は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し承諾を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとする時も同様とする。

3) 前項の規定は、受注者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。

4) 第2項のなお書きの規定は、軽微な変更該当する時には適用しない。

5) 受注者は、第2項の承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われる時は、第3項の軽微な業務を除き、あらかじめ複数段階の再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面(以下「履行体制に関する書面」という。)を発注者に提出しなければならない。履行体制に関する書面内容を変更する場合も同様とする。

6) 受注者は、前項の場合において、発注者が契約の適正な履行確保のため必要な報告等を求めた場合は、これに応じなければならない。

8. 予算に関する要件

本業務に係る予算は10,318千円以内（消費税込）とし、この範囲内で効率的かつ効果的な業務を企画提案すること。

なお、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なることがある。

9. 企画提案書の体裁及びプレゼンテーションについて

- 1) 企画提案書は、原則として、A4版、左綴りとする（ただし、グラフ、表等は必要に応じてA3版にして織り込むなど、理解しやすいように適宜工夫してもよい）。
- 2) プレゼンテーションは聞き手が容易に理解できるよう工夫し、簡潔に説明すること。
- 3) プレゼンテーションの時間枠については、参加企業数によるので、書面審査結果と併せて通知するものとする。

10 その他

- 1) 事業を実施するに当たっては、那覇港管理組合と協議して進めていくものとする。
- 2) 本業務の実施に必要な経験を有する業務管理担当者及び業務担当者を定めるとともに、業務実施体制を明らかにすること。
- 3) 本仕様書に記載なき事項について疑義が生じた場合は、発注者と受注者の双方が協議して定めるものとする。
- 4) 本業務を遂行するにあたって知り得た事項は、当局の許可なく他に流用してはならない。

